

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

公告すべき質入の公告文には、上記と同一の事項を記載しなければならない。

第4節 著作権

1. 著作権制度の概要

閣僚評議会のイスラム暦 1410 年 2 月 25 日（1989 年 9 月 26 日に対応）付けの決定第 30 号により公布され、イスラム暦 1410 年 5 月 19 日（1989 年 12 月 17 日に対応）付けの国王命令第 M/11 号により発出されたサウジの旧著作権法は、適切な保護が規定されているかどうかという点で十分ではなかった。その結果、旧法は、閣僚評議会のイスラム暦 1424 年 4 月 9 日（2003 年 10 月 29 日に対応）付けの決定第 85 号により公布され、国王命令第 M/41 号により発出された新著作権法によって置き換えられた。新法では、著作権保護が強化されており、著作権侵害者に対する抑止的刑罰を定めている。最高刑が 1 万サウジ・リヤルだった旧法とは異なり、新法では、25 万サウジ・リヤル以下の罰金そして又は 6 カ月以下の拘禁刑を規定している。

また、サウジアラビアは、2003 年 12 月 11 日に文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（「ベルヌ条約」）の締約国となり、これが 2004 年 3 月 11 日に発効した。

2. 著作権の対象

旧法とは異なり、新著作権法は、著作権により保護される著作物の詳細かつ網羅的なリストを掲げている。サウジアラビアにおける保護の範囲は、種類、表現様式、重要性又は制作の意図にかかわらず、次の文学、美術及び科学分野において創作された著作物に及ぶ。

- a) 書籍や小冊子などの書き物
- b) 講義、演説、詩、歌及びその他類似の口述によって伝達される著作物
- c) 動作又は音、もしくはその両方を伴う、演劇、芝居、ショー及びその他類似の上演作品
- d) 放送手段によって、放送又は放映される特定の著作物
- e) 絵画、造形美術作品、建築物、装飾芸術品、刺繍美術品及びその他類似作品
- f) 聴覚及び視聴覚著作物
- g) 手工芸及び工業の応用美術作品
- h) 写真作品及びその類似作品
- i) イラスト画、地形図、デザイン、スケッチ、グラフィック・デザイン、地勢・地形関連造形作品及び建築・科学技術作品
- j) 地勢、地形、建築及び科学関連の立体著作物

- k) コンピュータ・プログラム
- l) 著作物の題名が独創的な特徴を有し、その著作物を示すために通常用いられるような単純な表現でなければ、その題名も本法の保護を受ける。

2次著作物には次のものが含まれる。

- a) 翻訳著作物
- b) 様々な表現形式による、著作物の要約、修正、論評、解釈、その他改変
- c) 文芸、学術又は美術著作物のいずれかにかかわらず、それらの内容を選択、編纂することにより、創造的なものとみなされる辞典及び編纂集
- d) 民間伝承と表現並びに、それらの内容を選択、編纂することにより創造的なものになった当該選択部分
- e) 機械的に読み取り可能であるか、任意の他の方法で読み取ることができるかにかかわらずかその他の形式によるかにかかわらず、選択、編纂により創造的なものとみなされるデータベース

次の著作物は、著作権法の保護範囲に含まれない。

- a) 法令、司法判決、行政機関の決議、国際協定及びその他公式文書。同様に、これら書類の公式翻訳文書も著作権保護から除外されるが、その取り扱いに関しては、特別規則が考慮されるものとする。
- b) 新聞紙、雑誌、定期刊行物及び放送にて公表される日常のニュース又はニュースの性格性を有するイベント
- c) 思想、手続き、事業手法、数理学的概念、原理及び抽象的な事実

3. 著作権の登録

いずれの著作権対象著作物も、その著作物に関する文化情報省の承認を受けた後であれば、サウジ全域の流通業者を通じて頒布できる。承認を受けると、その著作物は、ファハド国王国立図書館に寄託できる。しかしながら、サウジアラビアにおいて入手できる外国著作物の著作権登録に関する具体的又は明確な手続きはまだ存在しない。逆に、公表又は流通を目的とする、サウジアラビアにおいて最初に創作された著作物及びサウジ国民がサウジアラビア国外で創作した著作物は、ファハド国王国立図書館に登録しなければならない。

サウジアラビアは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締約国である。サウジアラビア著作権法の第18条3項によれば、サウジアラビアが締結している、国際著作権保護協定・条約にもとづき保護されている著作権対象著作物は、サウジアラビアにおいても同一の保護を享有する。しかしながら、サウジの関連する規則及び法律、とくにイスラム法に適合する著作物のみが保護を与えられる。

4. 著作権部

著作権部は、著作権対象著作物の侵害に関する告訴を受理し、これを調査する。著作権部の捜査官は、侵害者の販売店を無作為に搜索し、状況報告書を作成し、侵害の申し立てがなされた著作物を押収する。著作権部には、主に次の五つの課がある。

- a) 文学的著作物の保護：この課では、文学的著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- b) 美術的著作物の保護：この課では、美術的著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- c) コンピュータ・プログラムの著作物の保護：この課では、コンピュータ・プログラムの著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- d) 取り締まり及び捜査：この部は、市場に対する任意搜索を行う。何らかの侵害が存在する場合には、申し立てがなされた著作物を押収し、報告書を作成し、侵害者を捜査する。
- e) 広報：この部では、サウジアラビアにおける著作権保護に対する公衆の意識喚起を担当する。この部は、ワークショップを後援し、これを行い、印刷物の発行及び調査を行う。

5. 著作者

サウジ著作権法は、著作物の著作者を次のように定義する。

- a) 著作物に自己の氏名を表示するか、又は、著作物がその著作者に帰属していることが認識されるその他の方法により著作物を発行する者を著作者とみなす。但し、これに反する証拠がある場合には、この限りでない。
- b) 著作物が著作者の氏名を表示せず、又は、変名により発行された場合、その著作物に氏名を表示した発行人が、著作者の代理人となる。
- c) 聴覚著作物及び視聴覚著作物の創作に関与した作詞家、シナリオ作家、劇作家、監督、作曲家などの者が、それら著作物の著作者となる。

また同法は、複数の者が関与した場合の著作物の創作について扱う特別な規定を設けている。著作権法の第6条は、次のように規定する。

- a) 2人以上の者が一つの著作物の製作に関与し、その著作物に対する各人の寄与が分離できない場合、各人はその著作物の所有権を平等に保有する共同所有者であるとみなされ、書面による別段の合意がない限り、彼らの誰一人といえども著作権を独立して直接行使することはできない。
- b) 2人以上の者が一つの著作物の製作に関与し、その共同著作物に対する各人の寄与が分離できる場合、各人は、別段の合意がない限り、当該共同著作物の利用に何ら損害を及ぼさないことを条件として、自己に帰属する寄与部分を個人的に利用する権利を有する。合同著作物の場合には、その創作を企画、指揮した自然人又は法人がその著作権を行使できる唯一の当事者となる。

民間伝承は国家の公有財産であるため、文化情報省が著作権を行使する権利を有する。

6. 著作権者

サウジ著作権法では、とりわけ従業者が創作した著作物の場合には、誰が著作権者となるかについて具体的な規定を設けていないものの、著作物の著作者が最初の著作権者になるものと推定される。しかしながら、著作者が自らの著作権を第三者に譲渡し、譲受人が著作権の所有者となることは可能である。

7. 権利

サウジ著作権法により著作権者に与えられる権利の内容及び範囲は、侵害を決定するうえで極めて重要である。

8. 著作者人格権

著作物の著作者は、次の人格権を有する。

- a) 著作物を自己に帰属せしめること、また氏名を表示せずにあるいは変名により著作物を発表すること。
- b) 著作物に対する権利の侵害に反対し、著作物の切除、変更、追加、歪曲、変形並びに著作物の特性を損ねるその他全ての著作権侵害行為を防止すること。
- c) 自己の裁量により、著作物の修正もしくは切除を行うこと。
- d) 著作物の頒布を取り止めること。

サウジアラビアにおいて、人格権は、著作者の永久的権利であり、廃棄されず、また、時効にもならず、その所有者が死亡し、相続人がいない場合には、文化情報省に帰属する。

9. 商業的な権利（財産権）

著作物の著作者は、次の財産的権利を有する。

- a) 著作物の印刷並びに読み取り可能な形態による発行、録音・録画テープ・CD・電子メモリーへの著作物の記録及びその他手段による配布
- b) 著作物の他言語への翻訳、引用、改変及び録音・録画品の再頒布
- c) 展示、演劇、放送などの可能な手段やその他データ通信網を通じた著作物の公衆への伝達
- d) 文化情報省による事前の認可を受けることを条件として、許容される営利レンタル業などを含む、著作物全般のあらゆる形態の物理的利用

10. 著作権の存続期間

文学、演劇、音楽又は美術の著作物の保護期間は、著作者の存命中並びにその死後 50 年間存続する。共同著作物の保護期間は、共同著作者のうち最後に死亡した著作者の死亡日

から起算される。著作物が複数部又は複数巻から構成され、これらが個別に、又は間隔を置いて発行されている場合、各部と各巻は独立した一つの著作物とみなされ、保護期間はそれぞれ個別に計算される。

著作者が法人の著作物又は匿名の著作物の保護期間は、著作物の発行の初日から50年間とする。50年の期間が満了する前に著作者の名前が判明した場合、文学、演劇、音楽又は美術の著作物に関する規定に準拠する。

聴覚、視聴覚、フィルム、合同及びコンピュータ・プログラムの著作物の保護期間は、その上映又は発行の初日から50年間とし、再度の上映又は発行は考慮されない。

応用美術（手工芸又は工業）及び写真の著作物の保護期間は、その発行日から25年間とする。保護期間は、著作物の発行の初日から起算され、再度の発行日は考慮されない。

放送機関の保護期間は、番組又は放送素材の放送初日から20年間とする。

録音テープの制作者及び実演家の保護期間は、実演又は録音の初日から50年間とする。

11. 著作権の利用

著作権法は、著作物に関する一定の排他的利用権を著作者に与える。著作者が、当該権利を様々な方法で利用することも可能である。最も一般的な利用方法は、利用許諾及び譲渡である。

12. 使用許諾

任意の利用許諾： 著作権を利用するための最も一般的な方法は、一定の条件の下で、著作権対象著作物を使用することを他の者に許諾するために使用権を設定することである。法律には、任意使用権について扱った規定がないものの、法律は、何人も、著作権者と契約を結ぶことなく、著作権対象著作物を使用してはならないと定めている。

強制利用許諾： 次のいずれかに該当する場合、文化情報相は、サウジアラビア王国において最初に発行された著作物の該当する版の発行日から3年を経過した後、これを発行するための利用権を付与することができる。ただし、当該著作物を発行することが公共の利益にかなうと文化情報相が判断した場合に限る。

- a) サウジ国内において原語により発行された著作物の複製物で、公衆と普通・大学教育の需要を満たすだけの十分な量が、国内の類似著作物の価格とほぼ同一価格にて、著作権者から提供されなかった場合。
- b) 需要があるものの、著作権者が提供しないため、原語著作物とそのアラビア語訳の版がすべてなくなっている場合。
- c) 翻訳権者又はその許可による当該著作物の翻訳版が発行されなかった場合。但し、この翻訳版が教材として利用されることを条件とする。
- d) 著作権の利用要請がありながら、サウジ人著作者の法定相続人又はその承継人が、自己に譲渡された権利を、その要請日から1年間にわたり、正当な理由なく利用しなかつた場合。

った場合。

13. 譲渡

譲渡とは、著作権の所有権を移転させる行為である。著作権は、そのすべてもしくは一部を譲渡することができ、書面により行わなければならない。譲渡される時間的及び場所的範囲を限定しなければならない。譲渡が有効とされるために、これを登録する必要はない。将来の著作権を譲渡することは、イスラム法の原則に反するため、無効であるとみなされる。

第5節 その他の権利

1. 商号

商号は、イスラム暦 1420 年 12 月 8 日（2000 年 3 月 13 日に対応）付けの国王命令第 15 号によって発出された商号法及びそのイスラム暦 1420 年 12 月 20 日（2000 年 3 月 25 日に対応）付けの閣僚評議会決定第 2015 号によって公布された施行規則にもとづいて保護される。

企業であれ、事業であれ、パートナーシップであれ、組合であれ、個人であれ、サウジアラビアにおいて商号を使うすべての商人は、商工業省に商号を登録しなければならない。商号は、市民登録簿に記録された商人の名称、新規な呼称又は両方で構成される。また、商業活動の種類に関係するデータをこれに含めてもよい。商号は、いかなる場合も、適切で、誤解を招かず、イスラム法又は公共の利益に反しないものでなければならない。商号は、アラビア語のもしくはアラビア語化された語句でなければならない。海外で登録された外国企業、周知の国際的名称を有する企業及び国内と海外の両方の資本を有する合併企業の名称については、外国語の語句を商号として登録できる。

商号を登録するためには、出願人又はその代理人（代理人の場合には、願書に委任状を添えて提出しなければならない）が、書面によりサウジアラビアの商業登記所のいずれかに出願しなければならない。願書には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 市民登録簿に記載された出願人の名称、その住所及び国籍。出願人が企業の場合には、その名称及び本店の住所を記載する。
- b) 委任状による代理人が願書を提出する場合には、その氏名、住所及び市民登録簿の番号を記載する。
- c) 商号
- d) 商人が、その商号の下で従事する活動の種類

著作権法

イスラム歴 1410 年 5 月 19 日の勅令第 M/11 号 (仮訳)

第 1 条 定義

次の用語は、文脈上別段の必要がない限り、以下の意味を有する。

著作物：文学、学術又は美術的作品

共同著作物：複数の自然人又は法人により製作された著作物。各人の寄与が分離可能か否かを問わない。

集合著作物：その名義又は監督下で発表することを意図した自然人又は法人の指示により集合体によって集合的に製作された著作物であって、寄与者の作業が、当該自然人又は法人により意図された一般的目的に統合されており、このため、いずれの参加者の寄与分も分離又は切り離すことができないもの

聴覚著作物：個々の実演又は音の音響を固定したもの。固定の手段を問わない。

視聴覚著作物：同時に視聴を行うために製作された著作物であり、一連の関連する映像に音響が付されたものからなるものであり、適切な媒体に記録され適切な装置で見せられるもの

二次的著作物：既存の著作物に基づく著作物

著作者：著作物を創作する人

実演者：文学的又は美術的著作物において、演劇的に演じ、演奏し、歌い、又は、その他の方法で演じるか実演に参加する者

出版：公衆の要求を満たすために著作物の複製を作成すること

複製する：文学、美術又は学術的著作物の一つ又は複数の複製物を有形的媒体に製作すること。録音又は録画を含む。

フォークロア：サウジアラビア領土において創作されたと考えられ、世代間で引き継がれ、サウジアラビアの伝統的な文化美術遺産を構成するあらゆる文学、美術又は学術的著作物を言う。

放送：公衆によって受信されることを目的として、衛星放送を含む有線若しくは無線その他の送信手段を使って著作物、実演又は録音若しくは録画を公衆に送信すること。

委員会：本法の規定の実施に由来する違反を審査するために設置された権限を有する委員会

省：文化情報省

大臣：文化情報大臣

施行規則：本法の施行規則

第1章 保護を受ける著作物

第2条 原著作物

本法は、種類、表現手段、重要性又は著作者の目的の如何にかかわらず、文学、美術及び学術の分野において創作された次のような著作物を保護する。

- a) 書籍、小冊子その他
- b) 講義、講演、詩、歌等口頭で提供される著作物
- c) 動作若しくは音響又はその両方を伴う演劇用著作物、演劇、ショー、及び類似の上演
- d) 特に放送用に製作されるか、放送を通じ提示される著作物
- e) 絵画、造形美術作品、建築、装飾芸術、美術的刺繍等
- f) 聴覚著作物及び視聴覚著作物
- g) 応用美術作品。手工芸品又は工業製品であるかを問わない。
- h) 写真著作物等
- i) イラスト、地形図、デザイン、図、スケッチ、並びに、地形、地勢、建築及び学術に関連する造形的著作物
- j) 地形、地勢、建築又は学術の立体著作物
- k) コンピュータ・プログラム
- l) 著作物の題名が独創性を有し、著作物の主題事項を示す一般的な表現ではない場合、当該題名は保護を受ける。

第3条 二次的著作物

本法は、次のものも保護する。

1. 翻訳著作物
2. 要約、修正、説明、編集その他の改変の形式の著作物
3. 文学、美術又は学術的著作物であるか否かを問わず、内容の選択又は編纂について独創的であるとみなされる辞典及び編纂集
4. フォークロア著作物はその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該フォークロア著作物の編集、並びに、当該収集からの表現及び選択
5. データベースがその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該データベース。機械で可読であるか、他の方法で可読であるかを問わない。

上記の各項で言及されている著作物の著作者が享有する著作権保護は、原著作物の著作者が享有する保護を害するものではない

第4条 保護を受けない著作物

本法に定める保護は、次のものを対象とするものではない。

1. 法令、裁判所の判決、行政機関の決定、国際協定、及び、全ての公式文書、並びに、

それらの公式の翻訳。ただし、これらの文書の発行に関する規定に従うものとする。

2. 新聞、雑誌及び定期刊行物において公表されるもの、又は、ニュース番組若しくはニュースに類似した番組で放送されるもの
3. 思想、手順、作業方法、数学的概念、原理及び抽象的事実

第2章 権利所有者

第5条 著作者

1. 著作者とは、著作物に自己の名前を言及するか、又は、著作物を著作者に帰属させるために用いられるその他の方法によって、その者に帰属する著作物を発行する者をいう。ただし、これに矛盾する証拠がある場合はこの限りではない。
2. 著作物が、仮名又は匿名で発行される場合、著作物にその名前が表示されている発行者は、著作者の代表とする。
3. 聴覚著作物及び視聴覚著作物の著作者は、次のような当該著作物の創作に参加した者とする。
 - ・ テキストの著作者
 - ・ シナリオライター
 - ・ 劇作家
 - ・ 監督
 - ・ 作曲家

第6条 共同著作物及び集合著作物

1. 複数の者が著作行為に参加し、著作物へのそれぞれの寄与が分離できない場合、それらの者は著作物について平等の所有権を所有する者とみなされ、書面により別段の合意がなされていない限り、そのいずれも、本法において定める著作者の権利を独立して行使することはできない。著作行為への各参加者は、著作物侵害に対する予防的及び略式手続に対する権利を有し、また、かかる侵害の結果として参加者が被った損害について、当該参加者の持分についての補償を請求する権利を有する。
2. 複数の者が著作行為に集団で参加し、集合著作物へのそれぞれの寄与を分離することができる場合、各当事者は、当該当事者の部分を個別に利用する権利を有する。ただし、別段の合意がある場合を除き、当該集合著作物の利用に一切の損害をもたらさないことを条件とする。かかる合同著作物の創作の監督又は指揮をした自然人又は法人が著作権を単独で行使する。

第7条 フォークロア

1. フォークロアは、国家財産であり、省は、それに関する著作権を行使する。

2. 省の許可なしに王国外で製作されたフォークロア著作物のその翻訳の複製その他のものの輸入又は流通は、これを禁じる。

第3章 権利

第8条 著作者人格権

1. 著作者は、次のいずれをも行使する権利を有する。
 - ・ 著作物を自己に帰属させるか、匿名又は氏名を表示しないで著作物を発行すること。
 - ・ その著作物への侵害に異議を申し立て、当該著作物からの切除、改変、追加、歪曲、変形その他の有害な行為を防止すること。
 - ・ その裁量により、著作物の改変又は切除を行うこと。
 - ・ その著作物の流通を取り止めること。
2. 本条に定める著作者人格権は、著作者の恒久的権利であり、権利放棄又は時効による失効の対象にならない。
3. 著作者人格権は、その所有者によって保持され、いかなる方法による著作物を利用する権利の付与によっても失われぬ。
4. 本法に定める著作者人格権は、相続人がない所有者の死により省に移転する。

第9条 金銭的権利

第1

著作者又はその代理人は、著作物の性質に従って、次の全て又は何れかを行使する権利を有する。

1. 著作物の可読の方式での印刷及び発行：著作物の聴覚又は視覚用のテープ、CD、電子メモリーその他の頒布媒体への録音又は録画
2. 著作物の他の言語への翻訳、著作物の引用又は改変、及び、聴覚又は視覚素材の再頒布
3. 展示、演技、放送又はデータ送信ネットワーク等あらゆる可能な手段を通じた著作物の公衆への伝達
4. 公での著作物のあらゆる形態での実質的な利用。許容される営利のレンタルを含む。

第2

美術的及び文学的著作物の著作者、その実演者、作曲家及び音響録音の製作者、並びに、放送事業者は、施行規則に定めるところに従ってそれぞれ金銭的権利を享有する。

第 10 条 著作物の取り下げによる補償

著作者は、第三者に付与された権利の利用を害するような行為を控えるものとする。ただし、著作者は、当該権利を行使する権限が与えられた当事者と合意した上で、その著作物の流通を取りやめ、改変、切除又は追加を行うことができる。合意がない場合、著作者は、委員会の決定に従って当該当事者に補償する義務を負う。

第 11 条 著作権の譲渡

1. 本法において定める著作権は、その全部又は一部を、相続又は合法的な処分により譲渡することが可能であり、かかる合法的な処分は書面に記録され、また、譲渡される権利の期間及び場所の範囲を限定する。
2. 本法に定める権利は、著作物の改編又は切除を行うことを除き、著作者の相続人に移転する。
3. 著作者がその遺言において、その著作物の発行を禁じるか、又は、著作者が発行の期日を指定した場合、その遺書はその制限の範囲内で実施する。
4. 著作物が個人により製作され当該著作者が死亡した場合、又は、著作物が共同著作物であり、著作者の一人が相続人なしに死亡した場合、その持分は、イスラム法（シャリーア）の規定に従って、当該持分について権利を有する者に移転する。

第 12 条 将来の生産の譲渡

著作者の将来における知的成果についての著作者の譲渡は無効とする。

第 13 条 契約関係の確立

1. 権利所有者は、製作、印刷、出版及び流通の各事業体、放送事業者、その他、その業務の遂行のための認可を受けている事業体と、関係当事者の全ての権利及び義務を定めた認証された契約書に従って、関係及び権利を確立する。
2. 製作、印刷、出版及び流通の各事業体、放送事業者等は、著作権者又はその代理人と、各当事者の権利及び義務を定めた契約書を締結した後である場合を除き、著作権に関連した一切の行為を行ってはならない。

第 14 条 契約の継続

著作者の相続人は、著作者が生前に締結していた契約は、第三者の権利及び義務を含め、これを遵守する義務を負う。

第 4 章 合法的使用

第 15 条 例外

著作物の原語又は翻訳での次の使用は、著作権者の許可を取得しなくとも合法的である。

1. 私的使用のための著作物の複製。コンピュータソフトウェア、聴覚著作物及び視聴覚著作物を除く。
2. 他の著作物における著作物からの引用。ただし、かかる引用が、従来慣行に従ったものであり、また、意図した目的によって正当化される制限の範囲内のものであること、並びに、出所及び著作者の名称が引用を行う著作物において言及されることを条件とする。これは、新聞及び定期刊行物からの報道用の要約にも適用される。次の条件に基づき、意図した目的により正当化される範囲内における教育目的であることを明確にした方法で使用すること、又は、公共図書館若しくは非営利的文書センター用として一又は二部の複製を作成すること。
 - ・ 商取引又は営利を目的としたものではないこと。
 - ・ 複製の作成は、活動上の必要に限定されること。
 - ・ 著作物の実質的価値を害しないこと。
 - ・ 著作物が絶版になっているか、失われているか損傷を被っていること。
3. 新聞あるいは定期刊行物に掲載された時事問題に関する記事または類似の性格を有する放送著作物の引用もしくは複製。ただし、もし判明しているのであれば、それらの出所と著作者名を明示することを条件とする。
4. 時事問題を取り扱う新聞若しくは定期刊行物の記事又は類似の性質の放送著作物の転載又は複製。ただし、出所及び著作者名が知られている場合、これを明確に記載することを条件とする。
5. 静止映像又は動画により時事問題を提示している間に見るか聞かれる放送著作物を複製すること。ただし、複製が、意図した目的の範囲内にとどまり、出所が明示されることを条件とする。
6. 演説、講義、裁判手続又は公開で行われる他の類似の著作物が報道機関によって複製されること。ただし、著作者の名称を明示することを条件とする。著作者は、適切とみなす方法で、当該著作物を発行する権利を保持する。
7. 放送事業者が放送及び放映の許可を受けている保護されている著作物を、放送事業者がその所有する手段を使って、一又は複数の一時的な録音・録画を製作すること。ただし、製作の日から1年間又は著作者によって合意されたそれより長い期間を超えない期間内に全ての複製を廃棄することを条件とする。この録音・録画の複製は、それが、貴重な記録資料である場合、公的な文書保管庫において保管される。
8. 著作物発行後の、政府に所属する団体、公的法人の団体又は教育機関の劇団による楽曲の演奏、演劇、実演又は上映。ただし、それらが、直接的又は間接的に金銭的利益をもたらさないことを条件とする。
9. 教育課程用に作成された教科書、歴史、文学及び美術の書籍中の発行済みの著作物、図、絵画、デザイン又は地図からの短い引用の複製。ただし、複製が、必要な範囲内

のものであること、並びに、著作物の題名及び著作者の名称が言及されていることを条件とする。

10. 以前に写真撮影された対象又は著作物の新たな写真を撮り、その写真を発行すること。新しい写真が、以前に撮影された写真と同一の場所から及び同一の条件下で撮られた場合であっても、認められる。
11. 研究機関がその部内での使用のために又は研究調査を実施している者の必要を満たすために学術的記事又は著作物の一部を引用すること。ただし、出所を明かにすることを条件とする。
12. コンピュータ・プログラムの原本を保護することを目的として、原本を所持している者のためにその予備の複製を一部作成すること。これは、要請に応じて提示するために利用者が原本を所持している間のみとする。

施行規則は、これらの例外を適用するために必要な条件の詳細を定める。

第16条 強制ライセンス

1. 大臣は、次の場合に、著作物の発行が公益に役立つと考える場合、それぞれの場合についての施行規則に定める経過期間後、当該著作物についての発行ライセンスを付与することができる。
 - ・ 著作者がその著作物の複製を利用に供することを断ったことによって、王国内における類似の著作物の価格と比較し得る価格で、公衆又は学校若しくは大学教育のための一般的必要を満たすために当該著作物の原語版が王国内において著作権者から提供されていない場合
 - ・ 要請にかかわらず、著作権者が提供することを怠ったことによって、原語版又はアラビア語版の全てが絶版になっている場合
 - ・ 著作物の翻訳著作権者により、又は、その許可を得て、当該著作物の翻訳が発行されていない場合。ただし、教育課程において当該著作物の翻訳版を利用することを目的とすることを条件とする。
 - ・ サウジアラビア人の著作者の相続人又は承継人が、有効な理由なしに、要請があった日から1年以内に、本法の規定に従って、これらの者に移転した権利を行使することを拒否する場合
2. このライセンスは、著作権者によるか、その承認を得た著作物又は翻訳版の発行により終了する。
3. 大臣は、交付するライセンス毎に、著作権者に対しライセンシーが支払うべき報酬を定めることができる。また、著作権者は、不服審査委員会に対し、大臣の決定についての不服を申し立てる権利を有する。

施行規則において、強制ライセンスの適用のために必要な手続及び条件を定めるものとする。

第 17 条 著作物の禁じられた利用

1. 撮影された人又はその相続人の許可なく、その写真の原本又は写しを発行、展示又は頒布してはならない。この規定は、写真が、公的行事の機会に既に公表されていた場合、写真が公務員若しくは著名人の写真である場合、又は、公的機関が公共の利益において公表を許可する場合には適用されない。写真に写っている者は、写真家の許可がない場合であっても、新聞、雑誌等での掲載を許可することができる。かかる規定は、当該写真が製作された経緯の如何にかかわらず、適用される。
2. 著作者のみが、その書簡を公表する権利を有する。ただし、発行が名宛人を害する場合には、名宛人の許可なくこの権利を行使してはならない。

第 5 章 保護の範囲及び機関

第 18 条 保護の範囲

本法の規定は、次に適用される。

第 1

1. サウジアラビア王国内で初めて発行、製作、上演、又は、展示されるサウジアラビア人又は非サウジアラビア人著作者の著作物
2. 王国外で初めて発行、製作、上演又は展示されるサウジアラビア人著作者の著作物

第 2

放送事業者、音響録音の製作者、及び、実演者の著作物

第 3

王国が締約国である著作権保護のための国際的な協定又は条約に従って著作権が付与された著作物

第 19 条 保護の期間

第 1

1. 著作物の著作者の著作権の期間は、当該著作者の生存期間及びその死後 50 年とする。
2. 共同著作物についての著作権の期間は、最後まで生存していた著作者の死亡の日から起算する。
3. 著作者が法人の場合、又は、著作者の名前が不明な場合の著作物の保護期間は、当該著作物の最初の発行日から 50 年とする。著作者の名前が当該 50 年の経過前に知られた場合、保護期間は、本条第 1 項に定める期間とする。

4. 著作物が、分離されて発行されたか、一定の期間にわたり発行された複数の部分又は巻から構成されている場合、それぞれの部分又は巻は、保護期間の計算上、独立した著作物とみなされる。
5. 聴覚著作物、視聴覚著作物、フィルム、合同著作物及びコンピュータ・プログラムの保護期間は、再発行を考慮することなく、当該著作物が最初に上映又は発行された日から50年とする。
6. 応用美術（手工業若しくは工業によるもの）又は写真に適用される保護期間は、発行日から25年とする。この場合においては期間の起算日は、再発行を考慮することなく、当該著作物の最初の発行日とする。

第2

1. 放送事業者に係る保護期間は、番組又は放送素材の最初の放送日から20年とする。
2. 音響録音の製作者及び実演者に係る保護期間、それぞれ、実演又は最初の録音の日から50年とする。

第20条 本法施行前の著作物の保護の有効性

本法の効力発生日より前に発行された文学、美術及び学術的著作物、音響録音及び放送用番組は、本法第19条に定める期間に従って保護される。ただし、従前の法律に基づく保護期間が経過していないこと、及び、王国が締約国である著作権保護のための国際的な協定又は条約の締約国である原産国において保護が終了していないことを条件とする。

第6章 侵害及び罰則に関する規定

第21条 侵害

次の行為は、本法により保護されている権利に対する侵害とみなされる。

1. 発行人が所有していない著作物の発行、所有権を偽ったか、又は著作物の著作者、その相続人若しくは代表による書面の承認又は契約なしに行う著作物の発行
2. 著作者が知ることなく、かつ、著作者の事前の書面の承諾なしに、著作物の内容、その性格、主題又は題名を変更すること。変更が発行人、製作者、頒布者その他の者によるものであるかを問わない。
3. 著作権者の事前の書面の承諾を得るか、増刷を許可する文書を得ることなしに、製作者、発行人、又は、印刷人により著作物が重版されること
4. 著作権者の著作権の消失をもたらしかねない書かれた情報又は電子的情報の除去
5. 暗号又はレーザーその他の手段を使って記録されたデータ等、著作物の原本の使用を保証する電子的保護コードの除去及び破壊
6. 複製されたソフトウェアの使用、暗号化された放送番組の違法な手段による受信等、

著作権者によって許可されていない、欺罔による知的著作物の商業利用

7. 権利所有者によって決定された以外の方法による著作物の受信又は利用を促す手段を販売又はレンタルすることを目的として製造又は輸入すること。
8. 著作権者及び省の担当部署の書面の承諾を得ることなしに、有償であるか無償であるかを問わず、書籍若しくは複数の書籍の一部又はあらゆる著作物の一部を複製するか写真撮影すること。ただし、本法第 15 条に定める合法的な複製は例外とする。
9. 偽造、模倣又は複製された著作物を輸入すること。
10. 直接的であるか間接的であるかを問わず、また、何らかの詐欺によって、原物ではない著作物を商業施設、倉庫その他の施設に保管すること。
11. 本法に定める保護された権利の侵害又は本法のいずれかの規定の違反

第 22 条 罰則

第 1：本法の規定に違反する者は、次の一又は複数の刑罰に処す。

1. 警告
2. 25 万リアル以下の罰金
3. 著作権に違反した事業体、又は、著作権違反に荷担した事業体の 2 ヶ月以下の閉鎖、
4. 著作物の全ての複製、及び、著作権侵害に使用されたか使用することが意図された物の没収
5. 6 ヶ月以下の禁固

第 2：同一の著作物又は他の著作物についての侵害の再犯については、罰金及び閉鎖の罰則の上限は 2 倍とする。

第 3：違反が禁固、10 万リアルを超える罰金又は営業許可の取り消しに相当すると委員会が判断する場合、当該事件は、不服審査委員会へ回付するために大臣に付託される。

第 4：委員会は、著作権侵害を受け、苦情を申し立てた著作権者に対する賠償金を裁定することができる。賠償金は、侵害の規模及び被った損害に見合ったものとする。

第 5：委員会は、その決定に、侵害を行った者に対し、違反行為の公表の刑を含めることができる。かかる公表は、侵害者の費用負担で委員会が適切とみなす方法により行うものとする。

第 6：委員会は、侵害が商業的イベント中に発見されたものである場合、侵害を行った事業体の各種イベント又は博覧会への参加を停止することを委員会の決定に含めることができる。ただし、停止期間は 2 年以下とする。

第7：委員会は、著作物から作成された複製、素材及び写真の保護的没収に加えて、侵害された著作物の印刷、製作、発行又は流通の差止命令を発出することができる。また、委員会は、苦情又は申立に関する最終的決定が得られるまで、著作権を保護するために必要とみなすあらゆる一時的措置をとることができる。施行規則は、保護的没収手続について定めるものとする。

第23条 不服申し立て

委員会により不利な決定を受けた者は、当該決定の通知の日から60日以内に不服審査委員会に対し、不服申立書を提出する権利を有する。

第24条 違反の捜査

省の関係する公務員は、違反を捜査し、報道機関、商業施設、倉庫及び公共機関、並びに民間機関で、その活動において知的著作物を使用するところに立ち入り、捜査する。また、それらの公務員は、司法捜査を行い、証拠を保存する権限を有する。施行規則は、これらの公務員が遵守すべき規則及び手続を定める。

第25条 違反審査委員会

1. 大臣の決定により、世俗法及びイスラム法の顧問各1名を含む3人以上の委員からなる違反を審査する委員会を設置する。
2. 委員会の決定は、多数決により行い、大臣がこれを承認する。

第7章 一般規定

第26条 施行規則の発出

本法の施行規則は、6ヶ月以内に大臣により発出され、官報で公布する。

第27条 他の法律の廃棄

本法は、イスラム歴1410年5月19日付け勅令第M/11号により発出された著作権法を廃棄する。

第28条 本法の有効性

本法は、官報で公布され、公布の日から6ヶ月後に発効する。

著作権法施行規則 (仮訳)

第1条 定義

次の語句は、本規則の各条で使われている場合、それぞれ次の意味を有する。

1. 著作者の財産的権利：その著作物についてその人に帰属する有形及び無形の利益の合計
2. 著作者：文人、詩人、画家、音楽家、その他の芸術家等、その表現形式に従って、文学、美術又は学術的著作物のいずれかを自己の努力によって革新する者
3. 革新：著作者がその著作物において示す個性的な様式であって、著作物を識別性及び新規性があるものとし、また、著作物を示された概念の要素又は概念を提示するために用いる方法を通じて提示するもの
4. 著作権侵害：著作権者により認められていない著作物の利用、及び、著作権者が定めた利用についての指示に抵触する著作物の利用、又は、本法及び本規則に定める一又は複数の違反を犯した著作物の利用
5. 著作物：有形的媒体であって、革新的な文学、学術又は美術的作品を具体化したもの。その種類、重要性、表現形式又は目的を問わない。
6. 文学的著作物：言葉で表現された著作物。その内容の如何、及び、記述されたものか口頭のものであるかを問わない。
7. 美術的著作物：公衆の美的感性に訴える著作物。絵画、彩色、動き、音響、写真、景観(viewing)、又は、楽曲
8. 実演家：俳優、楽器演奏者、歌手、舞踊家、朗唱者その他、文学又は美術的著作物の芸術的活動を上演する者
9. 発行：直接的若しくは間接的な公衆への著作物の伝送若しくは伝達、読み、見、聞き、又は、実演することができる著作物又はその一部の複製又は複写
10. 製作者：美術的な聴覚著作物又は視聴覚著作物を、金銭的責任に基づき公衆に展示することを目的として有形的媒体に変形する自然人又は法人
11. 本法：著作権法
12. 本規則：著作権法施行規則
13. 著作権総局：本法及び本規則の規定により省に与えられた、これらの規定を実施するために必要な専門的及び管理的業務を含む権限を行使する省の担当部局
14. 省：文化情報省
15. 大臣：文化情報大臣

第1章 保護された著作権及び公の実演権

第2条 美術の著作物

次のものは、原保護著作物とする。

1. 演劇用著作物又は音楽著作物
2. 振付著作物及び黙劇著作物
3. 楽曲。言葉の有無を問わない。
4. 映画著作物、又は、映画に類似の方法により表現された著作物
5. 彫塑、彫刻及びリトグラフ
6. 写真著作物、又は、写真と類似した方法により表現される著作物

第3条

1. サウジアラビアのフォークロアは、国家の公的財産であり、省の事前の承認がある場合を除き、いかなる者も開発又は変更を行うことはできない。
2. サウジアラビア王国において開始したか継続していた伝統遺産を反映した表現は、特に次の場合を含め、サウジアラビアのフォークロアの一部とみなされる。
 - (i) 伝承表現、例えば、民話、なぞなぞ、パズル、伝承詩、その他類似の伝統的表現等
 - (ii) 音楽的表現、例えば、聖歌、歌、民謡。吟唱するものか音楽が伴うものかを問わない。
 - (iii) フォークダンス、芸術的陣形及び祭りで演じられるもの等動作による表現
 - (iv) 線、色彩、彫刻及び調査、陶器、木及び鉄でできた製品等による造形表現、又は、銘文及び図等様々な形状を付加したもの、手製鞆、刺繍、絨毯、衣類等
3. サウジアラビアのフォークロア著作物の複製、そうしたものの翻訳等であって、王国外で生産されたものの輸入は、省の事前の承認がある場合を除き禁じられる。

第4条 文書の発行に関する規定

著作者は、王国内で発出された公式文書の発行に関する規定を遵守し、法令の規定、規則、裁判所の判決及び行政機関の決定を含め、その発行又は翻訳についての公式の承認を取得する。

第5条 演技及び公の実演の権利

演劇用著作物、ミュージカル及び音楽著作物の著作者、又は、その代表は、次を許可する権利を有する。

1. あらゆる方法又は手段でその著作物を演じるか、公に実演すること。
2. あらゆる手段による公衆への提供のための著作物の演技及び実演の固定又は伝達
3. その著作物の翻訳

第6条 追求権

原造形芸術及び原ミュージカル原稿の著作者は、著作物の原本の所有権を譲渡していた場合であっても、それら著作物の売買取引の利益の1%分についての権利を有する。これは、建築の著作物又は応用美術の著作物には適用されない。

第7条 実演家、レコード製作者、映画及び放送事業者の保護

第1： 実演家およびレコード、映画製作者ならびに放送事業者の保護

実演家及びレコード製作者は、次を許可する排他的権利を享有する。

1. 著作物を公に上演すること。あらゆる手段又は方法による公衆に対する朗詠を含む。
2. あらゆる手段による公衆への著作物の伝達及び上演
3. 実演の有形的な固定
4. 著作物の全部又は一部のインターネットを通じた送信の許可
5. 音楽著作物の音の固定及び特定の国におけるその発行の許可。独占的ライセンスを付与した国から輸入されたもの又は著作者の許可なく製造されたものは著作権に違反しているものとみなされ、没収の対象とする。
6. 原著作物の譲渡又は貸与の許可
7. レコード製作者は、そのレコードの直接的又は間接的な複製を承認又は許可する権利を有する。

第2： 映画及び関連の権利

文学又は美術的著作物の著作者は、次のものを許可する排他的権利を有する。

1. 著作物の映画化及び複製の製作並びにそれらの頒布
2. 映画化された著作物の演技、公演及び有線による公衆への提供

第3： 放送事業者

放送事業者は、その許可なく以下の行為が行われる場合、これを禁止する権利を有する。

1. 放送の固定及び複製
2. 無線による再送信及び素材の公衆への提供
3. 直接の送受信、受信機経由又は有線によるかについての手段の決定
4. 公共の場におけるラジオ放送の公衆への伝達又は閉鎖した囲い地内の住宅の内部有線

放送を通じたラジオ放送の伝達

第8条 請求権

- a. 著作物の共同著作者は、著作権侵害がある場合にはいつでも個別に予防的措置をとることを請求することができる。また、当該共同著作者が被った損害の補償について自己の持分を個別に請求することができる。
- b. 一人の共同著作者は、著作物についての共同著作者の過半数が希望する展開又は変更反対することができる。

第9条 貸与権

著作権者は、省の事前の承認を得て、次のような必要な注意を行った上で、省と調整して、王国内において著作物を貸与することができる。

1. 著作物の貸与を妨げるものがないことを確認する。
2. 貸与する著作物の一覧を提出すること。承認を求める貸与の種類の記事を含む。
3. 貸与の結果生じ得る問題及び侵害を特定し、これを回避する可能性について検討する。
4. 対象となる公衆に対し、貸与方式を説明する。
5. 著作権者の費用負担で、対象となる公衆に必要な指示を広報する。
6. 貸与の効力発生日を特定する。

第10条 データベースの保護

原データベースは、知的創造としてのコンテンツの選択及び体系的な構成を理由として保護する。この保護は、データ又は資料そのものには及ばない。

第2章 違反及び検出手続

第1部 違反及び著作権侵害の責任

第11条 侵害責任

第1：知的著作物の原本を取得し、貸与するか翻案するか若しくは他の者が複製するあるいは著作者によるその権利の行使に影響を及ぼすか障害をもたらすその他の行為を行うことを許可することによってそれを利用する者はいかなる者であっても、著作権を侵害したものとみなされる。

第2：偽造又は複製したコンピュータ・プログラム、音響又は視聴覚テープの所持、あるいは偽造プログラム、暗号解読したか類似の著作物を搭載した電子機器の保守を行うこと等で従業員が知的著作物に対する違反を犯した会社は、その故意又は過失が立証された場合、その責任があるものとみなされる。

第3：違反を知りつつ、保護された著作物の複製、販売、輸入、輸出、輸送、発行又は貸与を行う者は、著作権侵害を犯し、本法及び本規則の規定に違反したものとみなされる。

第12条 文学的著作物の侵害

第1：複製に書き込むため、一部を翻訳するため、又は個人的意見を表明するための論評を書き込むために、原本を保存することを目的として複製する等の私的利用のみのための知的著作物の利用は、私的利用の範囲内とみなされる。かかる目的を超える利用は私的利用とはみなされない。

第2：次のような私的利用の範囲を超える利用は、侵害とみなされる。

1. 職務を遂行するために著作物を利用及び複製するか又は利用すること。
2. 営業又は営利目的で著作物を利用すること。
3. 著作者より許可されていない方法で著作物を利用すること。
4. 原本を所有しているという名目で、著作物を貸与するか複製するか、又は、他の者に著作物の複製又は翻案を行うことを許可すること。
5. 著作者が著作者人格権又は金銭的権利を行使することを妨げるあらゆる行為

第3：営利目的の利用のため、又は、学生、教育機関その他へ著作物を販売するために複製を提供するために著作物を複製することは著作権の侵害とみなされる。

第4：著作物の原本に対する雇用者の所有権は、私的利用を名目として、当該著作物を複製し、従業員に配布する権利を当該雇用者に付与するものではない。

第13条 聴覚著作物、視覚著作物及び放送著作物の侵害

次のような聴覚著作物、視覚著作物及び放送著作物の所有者が指定した範囲を超えたいかなる利用も、著作権侵害とみなされる。

1. 著作権者から事前にライセンスを取得することなしに、店舗、レストラン、ホテル、クラブ、病院及び頻りに訪問者又は会合のある他の類似の場所においてラジオ、楽曲、ビデオ又は衛星放送の利用等により公衆へ著作物を伝達すること。
2. 放送素材を提供することを目的として、保護的手段を違法な方法で壊すこと。
3. 公開、貸与又は販売を目的として、放送素材を複製すること。
4. 他の者の権利を侵害するために、製造上の制限を超えることを目的として、表示機器の電子チップを追加又は除去すること。

第14条 上演権の侵害

1. 著作物の実演家が著作権者の事前の承諾を得ていない限り、学校の劇場等で著作物が上演された場合、上演権の侵害となる。著作物の上演が、教育目的のために教室で行われる場合、本法第15条第2条に従った合法的な利用とみなされる。
2. 権利の所有者の承諾なしに、利用するか公衆に提供することを目的として、著作物の

撮影又は録音・録画等、著作物の上演中に著作物の複製を行うことは著作権侵害とみなされる。

第 15 条 電子装置の暗号解読

製造業者によって作られた電子装置から元の利用上の注意を取り除く結果となった行為は著作権侵害であり、また、これを容易にする次のような行為を行った者は、侵害行為を行ったものとみなされる。

1. 製造業者が設定した限界を超えることを目的として、電子的又は非電子的な表示装置及び受信機器を取り外すか追加すること。
2. 機器に設定された制限及び容量を超えることを目的として、表示及び受信機器を作動させる元のプログラムを消し、偽造されたプログラムを搭載すること。

第 16 条 コンピュータ・プログラムの侵害

第 1：コンピュータ・プログラム及びコンピュータ・ゲームは、文学的著作物とみなされ、ソースコードであるかオブジェクトコードであるかを問わず、保護を享有する。

第 2：次のような、権利所有者が指定したものと異なるプログラムの利用は、著作権侵害とみなされる。

1. ソフトウェア及びゲームのプログラムの複製
2. 貸与者が貸与又はライセンスすることを承認する省の文書なしに、ソフトウェア若しくはゲームのプログラムを貸与するか、それらの集団的な利用ライセンスを付与すること。
3. 複製したソフトウェアをローカルネットワーク又は機器に搭載すること。

第 17 条 保守センターの責任

表示装置及び電子的な受信装置の保守サービスを提供する企業は、保守サービス中に、暗号解除された機器、若しくは、偽造プログラムが搭載された機器を所持していること、又は、偽造プログラムを搭載した機器を利用していることを発見された場合、著作権侵害について有責とみなされる。

第 2 部 違反の検出及び捜査の手続

第 18 条 違反の検出

本法及び本規則の規定の違反の検出は、次のいずれかの場合に実施される。

1. 権利所有者又はその代理人により提出された苦情又は書面の通知による場合
2. 業務に知的著作物を利用する企業及び店舗への省の捜査官の所定又は抜き打ちの立ち入り調査

第 19 条 検出及び検査手順

検出及び検査を実施する際、検出を行う公務員は、次の手順に従う。

1. 保護された著作物のいずれかを製作、表示、流通、販売又は利用しているか、かかる著作物についての保守サービスを提供する企業の現場（付帯施設及び関連施設を含む。）に立ち入る。
2. 侵害の対象であると強く疑われる著作物の複製及び機器、必要な場合には、関連文書を押収し、検出記録にその旨記録する。
3. 違反者、及び、適切と思われる場合、当該企業の従業員に対し被疑違反を提示した後、迅速に質問する。あらゆる場合において、違反者は、その抗弁を書面で提出するか記録することが認められる。違反者の氏名、国籍、地位及び身分証明書番号その他の証拠となる情報を記録した後、それらを検出記録とともに提出された文書と併せて同封する。
4. 違反の容疑者に対し、3日以内に、権限ある当局に出頭する義務があることを検出事項に関する文書と併せ、通知する。
5. 違反の容疑者又は代理人が違反が検出された日から3日以内に出頭しない場合、同人は、5日以内に権限を有する捜査官まで出頭するよう召喚される。同人が出頭しない場合、捜査手続を完了するために同人を召喚するために警察に事態を報告するか、店舗は、回答があるまで閉鎖される。

第 20 条 検出作業

第 1：リヤドの著作権総局及び王国の各県にあるその支部、又は、同局の支部がない県の印刷物局及び事務所の職員は、違反の検出の業務、及び、機器、著作物又は商品等、著作権侵害の存在を証明する証拠を確保することについて責任を負う。

第 2：違反の検出記録を起案し、起案者が署名する。この記録には、次の情報を記録する。

1. 店舗の名称及び住所、並びに、所有者の身元
2. 違反が検出された場所及び日時（時刻、日及び月）
3. 違反が検出された場所の就労者の氏名
4. 違反の対象である著作物の題名、内容、検出された複製の数及び明細
5. 違反の種類、事実、理由及び状況

第 21 条 証拠の分析

著作権総局又は管轄する支部は、証拠を受領後直ちに次の手順に従う。

1. 外見の状態及び数に関し、検出した機器又は著作物の外見の調査及び検査を行う。
2. 著作権侵害の証拠が含まれているか否かを確認するために検出した証拠物の内容の検査及び分析を行い、検出物の状態を示す検査報告書を作成する。

3. 分析の結果侵害がないことが証明された場合、告発者（原告）は、告発を証明するために、同局の分析官の立会の下で、機器の簡単な検査を実施することが認められる場合がある。
4. 分析官は、告発が立証されたか否かについて表した告発についての分析官の意見書及び報告書を局に提出する。

第 22 条 証拠分析報告書

著作権が侵害されていることが立証された著作物を検出した所管部署は、次の詳細な情報を含む報告書を作成する。

1. 著作物の詳細な説明
2. 検出された著作物の複製の数、及び、検出時の一般向けの販売価格
3. 違反及び著作物の侵害
4. 侵害の方法及び形態、並びに、侵害が行われたのは王国の中か外か
5. 違反検出の方法。告発によるか、情報によるか、又は、立ち入り調査によるか
6. 違反した著作物の公衆への提示の方法及び形態
7. 著作物及び侵害方法に関する情報その他の技術的事実。違反者に提示することを目的としたもの。

第 23 条 違反の捜査

1. 著作物又は検出した機器における違反の場合、担当捜査官は、分析官による調書に記録された情報及び告発に関連して、違反の容疑者又は、容疑者に代わりその防御を行う者の陳述を調書に記録する。
2. 捜査調書には、次の情報を含める。
 - (i) 捜査の月、日、時刻及び場所
 - (ii) 捜査官の氏名及び職階
 - (iii) 違反被疑者の氏名、身分証明書番号及び連絡先住所
 - (iv) 容疑が疑われている具体的な違反の被疑者への提示
 - (v) 違反被疑者への質問に対する当該被疑者の完全な回答。当該違反者の抗弁及び証人の陳述がある場合、これを含む
3. 違反者は、著作物を侵害していた期間及び得た金銭的利益について質問を受ける。
4. 必要な場合、捜査官は、違反に関する証言が不可欠であると思われる者を召喚し、その証言を調書に記録することができる。
5. 著作権総局は、関連する行政手続に従って違反を明らかにするために専門家の支援を求めることができる。
6. 証言する者は、回答毎にその末尾に署名し、調書のページ毎に、証人に加えて、捜査官及び尋問を受けた者が署名する。ページは、抹消又は修正を行うことなく、連続し

て起草する。

7. 捜査官は、至った結果で捜査調書を終了する。捜査調書には、提出された書類、証拠資料及び証拠を添付し、完了した日時を記載する。
8. 著作権総局の部署及び支所、並びに、著作権総局の支所がない県の印刷物局は、捜査調書を、侵害に関連する全ての文書とともに、総局長に回付する。
9. 総局は、全ての手続及び捜査を審査し、犯された違反、違反に関する本法及び本規則中の規定、並びに、総局の意見を決定する。
10. 事件に関する情報は、それを記録するための特別の登録簿に記載される。
11. 著作権総局は、事件及び違反を全ての関連文書とともに、違反審査委員会の検討に付す。

第 24 条 賠償請求権

著作権者又はその代理人は、法により保護された権利の侵害の結果被った損害についての賠償を請求する権利を有し、また、希望する場合、侵害の結果被った損害及びそれが如何に生じたか、並びに、請求する賠償額の見積り及び見積りの根拠について説明した書面の覚書を所管部署に提出する。あらゆる場合において、かかる者はその陳述の根拠となる証拠及び文書を提出する。違反の捜査官は、かかる証拠及び文書に関し、かかる者に対し反対尋問を行い、違反の重大性を確認し、被告に対し、何が提起されているかを通報し、被告がその点についての意見及び答弁を提出することを認め、請求を、違反審査委員会の決定に委ねる。

第 25 条 違反審査委員会の手続及び規則

委員会は、次に従って、本法及び本規則の規定についての違反の全てを審査する管轄権を行使し、侵害の大きさ、及び、違反当事者に関し委員会に記録されている違反の数に応じて、本法第 22 条に定めるところに従って刑罰を決定し、著作権者が被った損害について著作権者に対し補償させる。

1. 委員長は、委員会の技術的及び管理的業務を監督し、委員会に提起された事件を審査する会合の日取りを委員との調整の上決定する。
2. 委員会は、出席者が構成員の 3 分の 2 以上の場合、会議を開くことができる。ただし、世俗法及びイスラム法の顧問が出席していることを条件とする。
3. 委員会は、必要な場合、委員会に付託された違反についての専門家の意見を求めることができる。
4. 委員会は、違反の当事者をその陳述を聴取するために召喚し、また、違反を検出した捜査官、情報分析官、調査官、又は、委員会がその陳述を聴取することが必要とみなされる他の者を召喚することができる。
5. 委員会は、追加的情報を請求するため、又は、捜査に関し必要と思われる点を完了す

るために違反に関する書類を捜査当局に差し戻すことができる。

6. 委員会の決定は、多数決により行われ、また、委員長によって大臣に伝えられる。当該決定は、大臣が承認するまでは有効ではない。
7. 委員会が違反が重大であり、禁固若しくは 10 万リアルを超える罰金、又は、恒久的な店舗の閉鎖及び営業許可の取消により罰すべきものと判断する場合、違反を不服審査委員会による審査に付し、侵害者に対する適切な刑罰を決定することについて、承認を得るために大臣に付託する。
8. 委員会は、決定した刑罰を実施するために関係部署に通達するため、承認された決定を著作権総局に通知する。

第 26 条 刑罰の実施についての制限

1. 委員会の決定についての不服審査委員会に対する不服申立の場合、決定において定められている刑罰は、同委員会によってそれに関する最終決定が下されるまで停止される。
2. 不服審査委員会の管轄権に属する刑罰は、同委員会によってなされた最終決定後実施される。
3. 刑罰が実施される場合、以下について考慮する。
 - a) 所管部署は、刑罰が発せられた者又はその代理人に対し、決定の番号及び日付、決定された刑罰が記載された公文書により、決定を通知する。当該公文書は、当該者若しくはその代理人、又は、会社にいた者に対し、そのいずれかが、文書の写しに署名し、通知日、通知を交付する者の名前、その地位、署名及び身分証明書番号を示した後に手交される。
 - b) 違反者が、公文書で決定の通知を受けた場合、当該違反者は、書留郵便又は公式郵便による公文書の郵送日から 2 週間後に送達を受けたものとみなされる。
 - c) 違反者が決定において命じられた罰金を支払った場合、局は、一時的閉鎖、イベント若しくは博覧会への会社の参加の停止、賠償金の徴収等の他の罰則の実施を完了する。
 - d) 不服審査委員会が営業許可を取り消す決定を行った場合、省は、当該営業許可を発出した政府機関に対し当該営業許可を取り消すよう通知し、決定の実施を徹底する。
 - e) 罰金は、罰則の実施を担当する局に交付される正式の納付書と交換に省の財務当局宛に支払うか、サウジアラビア金融庁宛の支払保証小切手で支払い、該当局に交付される。
 - f) 該当局は、罰金を徴収するため省内の担当部署に小切手について照会を行い、その写しは当該会社用ファイルに保管される。
 - g) 違反者が、刑罰の執行日から 15 日以内に罰金を支払わない場合、警察は、違反者

に支払うことを強制するよう委託を受け、また、省は罰金額が支払われるまで違反者の店舗を閉鎖することができる。

- h) 省は、違反者に対する決定が、本法第 22 条第 5 項に従って有罪判決を公告する刑を定めている場合、違反者に対する決定の内容の概要を作成し、また、違反の重大性に従って、当該公告は、違反者の費用負担により、広く発行されている一紙又は二紙の日刊新（そのうち一つは、違反者の本店の所在する地域で発行されているものとする。）の目立つ場所に掲載する。

第 3 部 防護的差押え

第 27 条 暫定的防護措置

1. 委員会は、著作権侵害を防止するため、また、著作権侵害を含んだ輸入された著作物が商業販路に到達することを防ぐため、直ちに一時的措置をとる権限を有する。
2. 委員会は、措置の遅延は、著作者を害することになる可能性があるか、証拠を害する可能性がある場合、相手方当事者が知ることなしに、暫定的措置をとる権限を有する。
3. 委員会は、原告に対し次を要請することができる。
 - (i) 原告が権利所有者であることを確認するために原告が所持する証拠を提出すること。
 - (ii) 原告の権利が侵害されているか、ただちに侵害されることを証明する暫定的な証拠を提出すること。
 - (iii) 被告を保護し、権利濫用を防止し又は権利を行使するために十分な保証金を提供すること。
 - (iv) 委員会は、訴訟の正当性を判断するために必要な証拠を提出するよう原告に要請することができる。
4. 委員会は、保全的差押措置をとった後、かかる措置を変更するか、取り消すか又は追認するかを検討するために、影響を被る当事者に対し、当該保全措置の開始の日から 30 日以内の暫定的期間内に、その意見及び抗弁を提出するよう通知することができる。
5. 委員会は、本条第 1 項及び第 2 項に従ってとられた措置を被告の要請に基づき取り消すか、又は、委員会が決定した 31 日以内の期間内に原告が求められた文書の提出をしない場合、当該措置を停止することができる。
6. 原告の過失の結果として暫定的措置が取り消されたか、その有効期間が経過した場合、又は、著作物若しくは商品に侵害がなかったことが後に明らかになった場合、委員会は、被告の請求に基づき、かかる措置の結果被告が被った損害についての適切な補償を支払うよう原告に命令することができる。

第 28 条 水際措置

1. 著作権者の権利を侵害している著作物が輸入又は輸出されることが意図されていることを疑うことについて正当な理由を有している当該著作権者は、輸入された著作物、又は、輸入若しくは輸出が意図されている著作物を国境に到達した際に停止し差し押さえるよう委員会に対し書面で要請書を提出することができる。
2. 委員会は、原告に対し、被告を保護し、権利の濫用を防ぐために十分な保証金を提供できるよう要請することができる。
3. 原告は、10 日以内に、委員会に対し、侵害が発生したことの申し立て書及びそれを裏付ける証拠を提出する。ただし、差押期間は、31 日以内とし、その後は、当該措置の変更、取り消し又は追認について検討されるものとする。
4. 委員会は、原告に対し、誤って著作物を差し押さえた結果として輸入業者又は輸出業者が被った損害に対する適切な補償を当該輸入業者又は輸出業者に支払うよう決定することができる。
5. 委員会は、権利の所有者（原告）に対し、原告の主張を証明するために、著作物を検査するための十分な機会を提供することができる。
6. 輸入業者は、商品を検査するための等しい機会が与えられる権利を有する。
7. 侵害が立証された場合、委員会は、権利の所有者に、著作物の送り主及び送り先の名称及び住所並びに数量を通知する権限を有する。

第 29 条 予防的保全差押

国境の入国地点における省の事務所は、当該入国地点の税関と調整の上、著作権侵害の存在を証明する明白な証拠がある著作物の通関開放手続を停止することができる。当該事務所は、委員会と調整の上、必要な措置をとることを直ちに著作権総局に通知する。

第 3 章 一般規定

第 30 条 強制ライセンス

次の強制ライセンスを設定する手続に関する規定は、サウジアラビア王国で初めて発行される著作物に適用され、また、ライセンスは、問題となっている版の発行日から 3 年が経過する前は与えられない。

1. 省は、法第 16 条に定める目的に対応するために、印刷された形態、又は、類似の形態で複製された著作物の複製は、著作権者若しくは著作権者に代わり行為する者によっては、又は、著作権者の許可に基づいては、王国内で販売のために展示されていないことを確認する。ただし、かかる複製が、6 ヶ月以上の連続した期間内に販売のために展示されている場合はこの限りではない。
2. 申請者は、申請者が著作権者にライセンスを要請したが、取得できなかったこと、又は、申請者が必要な努力を行ったにもかかわらず著作権者を見出すことができなかつ

たことの証明を提出する。

3. 申請者は、申請者が著作物に名前が記載されている発行人にかかる要請をしたが、申請者は発行人から回答を得ていないことの証拠を提出する。
4. 著作権者が知られていないか連絡をとることが不可能であることが証明され、ライセンスの申請者がそれを証明する情報を提供し、著作権者がその権利に対する請求を求めた場合に著作権者の権利を満たすために必要な保証金を提出し、省がかかる保証金を受領するまでは、いかなるライセンスも付与されない。
5. ライセンスは、申請者が、著作権者又は発行人から[ライセンスの取得を]試みてから6ヶ月以上の期間が経過する前には付与されない。
6. 著作権者又は発行人が、当該6ヶ月の期間内に著作物を再版する場合、ライセンスは付与されない。
7. 著作権者が、申請の対象となっている版の全ての複製を流通から取り下げた場合、許可は与えられない。
8. 純粋に営利目的である場合、許可は付与されない。

第31条 公有財産

保護されていないサウジアラビア人の著作権者による著作物、又は、本法及び本規則の規定に従って保護期間が経過したサウジアラビア人の著作者の著作物は、公有財産となり、省は、それについての著作権者として行為する。

第32条 保護の性質

1. 文学、学術又は美術的なものであるかを問わず、あらゆる種類の知的著作物は全て、王国内での流通が認められている場合、本法及び本規則に基づく保護を享有する。
2. 外国の知的著作物は、王国が締約国である著作権に関連する国際協定の原則に従って、内国民待遇の原則に基づき保護を享有する。

第33条 保護期間の計算

1. 音楽及び映画の著作物は、著作物の最初の製作から50年間有効な保護を享有し、当該期間は、当該著作物が制作された年のグレゴリオ歴の年末から起算される。
2. コンピュータ・プログラムは、著作者が法人であるか匿名である場合、最初の製作の日から50年以上の期間、文学的著作物としての保護を享有する。
3. 著作権者が自然人である場合のコンピュータ・プログラムの保護期間は、他の文学的著作物について定められた期間に従うものとする。

第34条 保護期間の満了

著作権者は、金銭的権利及び保護期間の消滅後であっても、著作権者の名誉及び評判へ

の損害があるか、著作物の歪曲及び変更がなされた場合、著作物の複製若しくは販売、又は、著作者の原著作物から派生した著作物の作成に反対することができる。

第 35 条 規則の効力

本規則は、官報で公布され、公布の日から 2 ヶ月後に有効となる。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。